（別添３－２）

事　務　連　絡
令和８年１月２３日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局
御中

総務省自治財政局財政課

令和８年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

国の令和８年度一般会計歳入歳出概算につきましては、令和７年１２月２６日、閣議決定されたところであります。

この国の一般会計歳入歳出概算に関連して、現在令和８年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】
総務省自治財政局
財政課財政計画係　藤原
電話　03-5253-5612

カ　国保財政安定化支援事業（１，０００億円（全額地方負担）（市町村単独））

(2) 保険者努力支援制度において、予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブとして、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者努力支援交付金」（９１２億円（全額国費））及び予防・健康づくりを一層推進するための「国民健康保険保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）」（３８０億円（全額国費））を引き続き交付しつつ、都道府県分の医療費適正化のアウトカム評価においてメリハリを強化することとされていること。

なお、普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の特性で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き更なる検討を行うこととされていること。

(3) 国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度を円滑に運営できるよう、財政支援の拡充が行われたことを踏まえるとともに、都道府県内の保険料水準の統一を図るため、決算補填を目的とする法定外繰入等の早期解消に向けて取り組むこと。

50　後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 「保険料軽減制度（４，２７２億円（全額地方負担）（都道府県３／４、市町村１／４））

(2) 高額医療費負担金（５，３５２億円（うち地方負担１，３３８億円）（国１／４、都道府県１／４、後期高齢者医療広域連合１／２））

(3) 財政安定化基金（２２５億円（うち地方負担７５億円）（国１／３、都道府県１／３、後期高齢者医療広域連合１／３））

51　養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、令和７年度補正予算（第１号）における介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業及び令和８年度の介護報酬改定を踏まえた対応を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に生ずる経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。一方、厚生労働省の調査によると、一部の地方公共団体では、過去の介護報酬改定や消費税率の引上げに対応するための老人保護措置費に係る支弁額等の改定が未実施となっている。

養護老人ホームや軽費老人ホームは居宅での生活が困難な高齢者に対する受け皿として重要な役割を果たしていることも踏まえ、支弁額等の適切な改定

に取り組んでいただきたい。

52　「予防接種法」（昭和２３年法律第６８号）に基づく定期の予防接種について、次のとおり措置を講ずることとしている。

(1) 定期の予防接種の対象疾病（Ａ類疾病）に、ＲＳウイルス感染症を追加することとされており、その所要額について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 高齢者のインフルエンザの定期接種に用いるワクチンとして、高用量インフルエンザＨＡワクチンを追加することとされていることを踏まえ、実費徴収できない低所得者分の所要額について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種に用いるワクチンとして、沈降２０価肺炎球菌結合型ワクチンを追加するとともに、２３価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを除くこととされていることを踏まえ、実費徴収できない低所得者分の所要額について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

53　公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」（昭和２３年法律第１０９号）及び「地方公営企業法」（昭和２７年法律第２９２号）に規定されているところであるが、令和８年度の地方財政計画上の整理については、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

54　上下水道の広域化をはじめとする公営企業の経営改善の取組に伴い当該公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合において、一般会計が負担する以下の経費についてその負担の平準化を図るため、当分の間、地方債（公営企業経営改善特例債（仮称））を発行できることとし、当該地方債を創設するため、「地方財政法」の改正を行う予定である。

(1) 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費

(2) 地方債の繰上償還に要する経費

(3) 退職手当の支給に要する経費

(4) 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

(5) 一時借入金の償還に要する経費

(6) 公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金等に要する経費

公営企業経営改善特例債（仮称）の発行に当たっては、総務大臣又は都道府県知事の許可を要することとしているほか、当該許可の申請をしようとすると